

介護保険料の算定・決定通知書の送付

介護保険課 介護保険係

☎773・6675

介護保険料の算定と納付

保険料は、世帯状況や市民税の課税の状況、令和5年の年金収入額、所得金額から算定します。納付方法には、特別徴収と普通徴収の2種類があります。

特別徴収（年金天引き）

令和5年度の保険料を年金天引きで納めていた人や、4月から年金天引きが始まる人が対象です。特別徴収には仮徴収と本徴収があります。

仮徴収（4月・6月・8月分）

令和5年の所得金額などが確定する前に、令和4年の所得金額などをもとに仮算定した額で年金から天引きします。この措置は、納付回数を増やすことにより、1回当たりの納付額を低く抑えるために行います。

本徴収（10月・12月・令和7年2月分）

令和6年度保険料の決定額から、仮徴収の額を差し引いた額を、3回に分けて年金か

ら天引きします。

普通徴収（納付書・口座振替）

65歳になったばかりの人や、転入したばかりの人、年金受給額が18万円未満の人など、年金天引きの要件に当てはまらない人が対象です。

保険料は6月・令和7年3月の10回に分けて納付していただきます。4月・5月の納付はありません。

※能登半島地震の被災者は保険料の減免を受けられる場合があります

口座振替をご利用ください

普通徴収の納付は、簡単で便利な口座振替をおすすめしています。口座振替では、うっかり納期限を過ぎてしまうことや、現金を持ち歩く必要がありません。

口座振替を希望する場合は、金融機関窓口にある口座振替依頼書を記入・押印し、金融機関に提出してください。提出日の翌月から振替が開始します。

介護保険料の通知書

令和6年度介護保険料決定通知書は、6月にお送りします。

50歳以上の中等度難聴者等の補聴器購入費を助成します

介護保険課

包括支援班

☎773・6675

認知症の発症・進行の予防には難聴対策が重要といわれています。聴力が低下し、日常生活に支障がある中高年者のコミュニケーション能力の維持・向上のため、予算の範囲内で補聴器購入費用の一部を助成します。

次の要件のすべてに該当する人

- ・市内に住所を有する50歳以上の人
- ・両耳の聴力レベルが40デシベル以上の人か、医師が補聴器の装用を必要と認め

- ・補聴器装用によりコミュニケーション能力の維持・向上について効果が期待できると医師が判断した人

※身体障害者手帳の交付対象となる人は除く

助成内容

補聴器本体の購入費（修理、部品交換、附属品単体での購入費は含みま

せん）

助成上限額（次のいずれかで、上限25,000円）

- ・生活保護世帯、市民税非課税世帯 購入費の全額
- ・市民税課税世帯 購入費の1/2の額

補聴器の購入前に、申請書に必要書類を添付し、提出してください。申請書は介護保険課にあるほか、市ウェブサイトからダウンロード可。



介護支援ボランティア制度の対象活動を拡大しました

南魚沼市社会福祉協議会

☎773・6911

市では、高齢者の地域貢献、社会活動参加を通じた介護予防の促進のため、「介護支援ボランティア制度」を実施しています。介護支援ボランティアに登録し、市が指定した事業所などでボランティア活動をを行うとポイントが得られ、獲得したポイント数に応

じて交付金を受け取ることができます。令和6年4月1日から、この制度の対象となる活動を拡大し、「地域包括支援センターが実施する介護予防教室等の運営補助」を追加しました。

自身の介護予防のため、介護支援ボランティアとして活動してみませんか。

対（ボランティア活動をする人）

市内に住所を有する65歳以上の人（要介護認定を受けた人は除く）

活動内容

- ・市が指定する介護サービス事業所などでのレクリエーションの指導、話し相手、お茶出し など
- ・地域包括支援センターが主体となって実施する介護予防教室、認知症カフェ、チームオレンジなどの運営補助

※受け入れ施設により活動内容は異なります

ボランティア登録

活動するには、ボランティア登録が必要です。希望する人は、南魚沼市社会福祉協議会にお申し込みください。